

権利侵害情報等の発信・拡散を巡る 課題への対処について

令和8年5月
事務局

1. 権利侵害情報等への対処の取組

インターネット上で、自分に関する誹謗中傷等を 他人から書き込まれた場合

発信者



事業者
(SNS事業者等)



被害者



そもそも、誹謗中傷等を
自ら書き込まないために

1 ユーザの
ICTリテラシー向上

誹謗中傷等の
投稿を削除したい

2 事業者へ投稿の
削除を申請

書き込んだ相手に
損害賠償を求めたい

3 発信者情報開示
請求

どうしたらよいか
分からない

4 相談窓口への
相談

総務省の取組

- 誹謗中傷等の発信をさせないため、**ICTリテラシーを高める活動**として、
 - ・教材冊子の作成公表、
 - ・啓発講座
 - ・専用特設サイトの拡充等を継続的に実施。

総務省の取組

- 情報流通プラットフォーム対処法による、削除に関する責任制限制度の運用。
- 令和6年の法律改正により、**大規模なプラットフォーム事業者へ削除対応の迅速化等を義務付け**。

総務省の取組

- 情報流通プラットフォーム対処法による、発信者情報開示請求制度を継続的に運用。
- 令和3年に法律改正等により、**対策を強化**（新たな裁判手続の創設）。

総務省の取組

- 対応方法を案内できるよう、**総務省等が運営する相談窓口**（違法・有害情報相談センター）等における体制や相互連携について、**継続的に強化**。

リテラシー向上のための各種取組

インターネット・SNSの利用に関する幅広い世代のリテラシーの向上のため、様々な施策を実施。

全世代向けの具体的な取組

世代別ICTリテラシー啓発教材

青少年、保護者、シニア層の**世代別啓発教材を作成**。また、教材作成や講座準備の前にも利用できる**リテラシー指標（5分野22領域）を解説したリテラシー全体像の解説書**も併せて作成。

●「5つのICTリテラシーを身につけよう」



総務省特設Webサイト

特設Webサイト「上手にネットと付き合いよう！安心・安全なインターネット利用ガイド」で**ICTリテラシー向上に資するコンテンツを集約**。

官民連携プロジェクト DIGITAL POSITIVE ACTION

総務省と官民の多様な関係者が連携して、令和7年1月より、ICTリテラシー向上につなげる取組を推進。

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



青少年向けの具体的な取組

インターネットトラブル事例集

インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた事例集を作成。2009年度より**技術の進展等に併せて毎年更新**し、普及啓発に活用。

<掲載事例>

- ・コミュニケーショントラブル
- ・不適切投稿
- ・偽・誤情報、生成AI
- ・闇バイト
- ・オンラインカジノ



ICTリテラシーレベル自己測定ツール

主に青少年を対象に、自己のリテラシーレベルを測定できる**ICTリテラシーレベル自己測定ツール**を開発・公表（令和8年3月）。



新たな課題や技術の登場を踏まえた取組

ネット上の偽・誤情報

SNS等を通じた**注意喚起、啓発教育教材や講師用ガイドラインの周知・啓発等**を実施。



SNS上の特徴、ゲーム型教育プログラム

SNS上の特徴（フィルターバブルとエコーチェンバー、アテンション・エコノミー）に関する**啓発教材、偽・誤情報等の各種リスクのゲーム型教育プログラム**を開発・公表（令和8年2月）。



ペアレンタルコントロールによる対応の推進

保護者が青少年の成長や利用状況に即して、こどものインターネット利用を適切に管理する「**ペアレンタルコントロール**」の普及啓発を推進。

フィルタリングの利用促進

有害情報の閲覧制限などを行うフィルタリングの**利用を促す取組**を実施。

e-ネットキャラバン

こどものインターネットの安心・安全な利用について、**学校等での無料の「啓発講座」**を全国で開催。（令和7年度実績：2,224件、約43万人）
<講座内容>
ネット依存、ネット詐欺、ネットいじめ等

高校生ICTカンファレンス

生成AI活用

国民が生成AIを自身で利活用できるリテラシーを身に付けることを目的として、啓発教材を開発・公表し、周知を実施。



SNS等における誹謗中傷対策特設サイト

幅広い世代のリテラシー向上に向け、官民の幅広い関係者による取組を推進するため、令和7年1月より、**官民が連携した意識啓発プロジェクト「デジタル ポジティブ アクション」**を実施。

1. プロジェクトの推進体制

- プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業、関連団体と、総務省が連携して推進。意識啓発のための取組を継続的に実施し、社会的機運の醸成を図る。

<ロゴ・スローガン>

つくろう！守ろう！安心できる情報社会



<参画企業・団体> ※2026年4月時点で23の企業・団体が参画。



2. 取組の方向性

世代に応じた多様な普及啓発

- 多様な関係者の取組を集約した総合的なWEBサイトの開設
- 多様な関係者によるセミナー開催と、普及啓発教材の活用に向けた周知
- 幅広い広報活動

SNS・デジタルサービスにおけるサービス設計上の工夫

画面上での注意・警告等、事業者による自主的なサービス設計上の工夫

信頼性の高い情報にかかる表示上の工夫

信頼性の高い情報が偽・誤情報に埋もれないよう、事業者による自主的な表示上の工夫



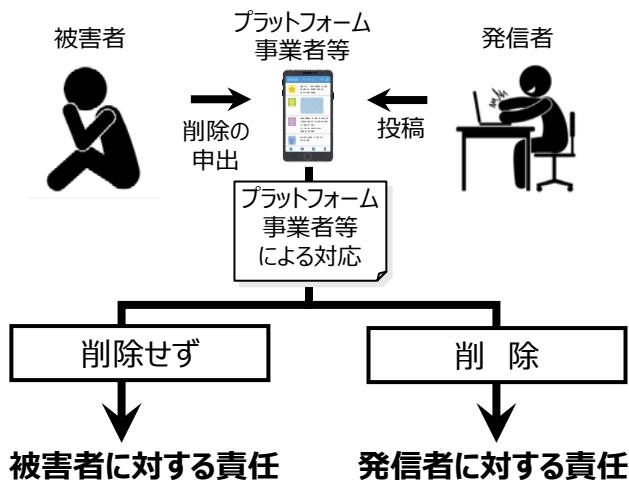
「DIGITAL POSITIVE ACTION」
のWebサイト
<https://www.soumu.go.jp/dpa/>

(再掲) 情報流通プラットフォーム対処法 (旧プロバイダ責任制限法)

(特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 (平成13年法律第137号))

インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、「**被害者救済**」と発信者の「**表現の自由**」という重要な権利・利益のバランスに配慮しつつ、プラットフォーム事業者等がインターネット上の権利侵害等への対処を適切に行うことができるようにするための法制度を整備するもの。

①プラットフォーム事業者等の免責要件の明確化



第3条第1項
①権利が侵害されているのを知っていたとき
又は
②これを知りえたと認めるに足る相当の理由があるとき
以外は免責

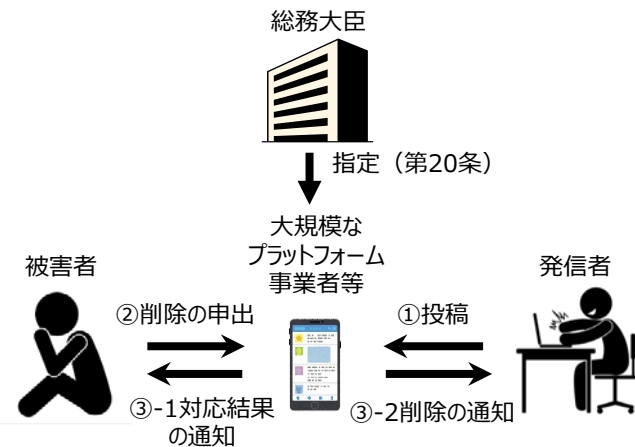
第3条第2項
①権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき
又は
②発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に反論がないとき
は免責

②発信者情報の開示



- 権利侵害情報の発信者を特定して損害賠償請求等を行うことができるよう、発信者情報開示請求権を規定 (第5条)
- 元来2回の手続を要する発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする裁判手続 (非訟事件手続) を規定 (第8条~)

③大規模なプラットフォーム事業者等の義務 (R7.4.1施行)



削除対応の迅速化 (権利侵害情報に限定)

- 削除申出窓口の整備・公表 (第22条)
- 削除申出への対応体制の整備 (第24条)
- 削除申出に対する判断・通知 (第25条)

※自ら定めた削除基準に基づき、削除するかしないかを事業者自身が判断。申出者に7日以内に通知。

運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表 (第26条)
- 削除した場合、発信者への通知 (第27条)
- 運用状況の公表 (第28条)

- 情報流通プラットフォーム対処法の規律対象として、下表の**9事業者**を「**大規模特定電気通信役務提供者として指定**（第20条）。指定事業者全9社は、**令和7年8月末までに、届出**（第21条）を完了。
- これにより、**各社に対して、①対応の迅速化や②運用状況の透明化に関する義務の適用が開始。**

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表（第22条）
- ・ 削除申出への対応体制の整備
（十分な知識経験を有する者の選任等）（第24条）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（第25条）

（※）自ら定めた削除基準に基づき、削除するかしないかを事業者自身が判断。申出者に7日以内に通知。

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（第26条）
- ・ 削除した場合、発信者への通知（第27条）
- ・ 運用状況の公表（第28条）

| | 指定事業者 | 指定日 （※1） | 届出日 （※1） | （参考）サービス名 |
|----------|--------------------------|-------------|-------------|---|
| 主要SNS事業者 | Google LLC | 4/30 | 7/26 | YouTube |
| | LINEヤフー株式会社 | 4/30 | 7/29 | Yahoo!知恵袋、Yahoo!ファイナンス、LINEオープンチャット、LINE VOOM |
| | Meta Platforms, Inc. | 4/30 | 7/30 | Facebook、Instagram、Threads |
| | TikTok Pte. Ltd. | 4/30 | 7/31 | TikTok、TikTok Lite |
| | X Corp. | 4/30 | 7/30 | X |
| 掲示板等事業者 | 株式会社ドワンゴ | 5/29 | 8/28 | ニコニコ（※2） |
| | 株式会社サイバーエージェント | 5/30 | 8/22 | Amebaブログ |
| | 株式会社湘南西武ホーム | 5/30 | 8/28 | 爆サイ.com |
| | Pinterest Europe Limited | 5/30 | 8/29 | Pinterest |

（※1）指定日及び届出日はいずれも令和7年。

（※2）特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和4年総務省令第39号）第8条第6項各号に定めるものを除く。

主要事業者による情報流通プラットフォーム対処法の履行状況

(令和8年4月現在)

| | Google | LINEヤフー | Meta | TikTok | X |
|----------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 権利侵害情報の被害者からの削除申出窓口の整備・公表(22条) | 整備・公表済み | 整備・公表済み | 整備・公表済み | 整備・公表済み | 整備・公表済み |
| 削除申出への対応体制の整備(24条) | 整備済み | 整備済み | 整備済み | 整備済み | 整備済み |
| 削除申出に対する判断・通知(25条) [※] | 適用済み | 適用済み | 適用済み | 適用済み | 適用済み |
| 削除基準の策定・公表(26条) | 策定・公表済み | 策定・公表済み | 策定・公表済み | 策定・公表済み | 策定・公表済み |
| 削除した場合の発信者への通知(27条) [※] | 適用済み | 適用済み | 適用済み | 適用済み | 適用済み |

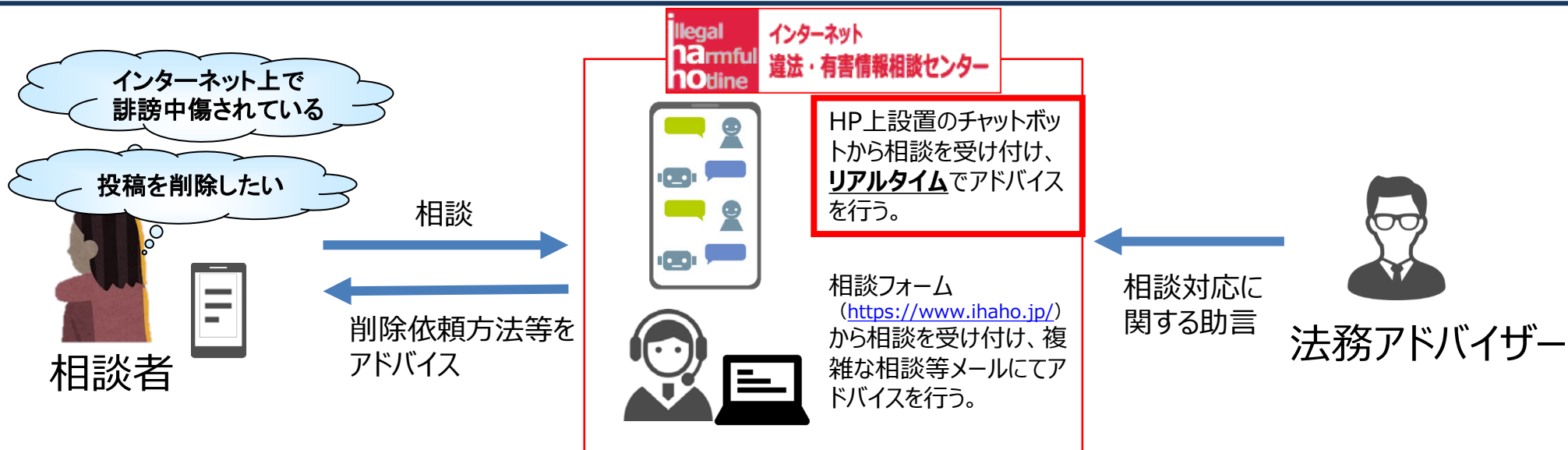
※ 履行状況については、年度ごとに公表することが義務付けられており(第28条)、令和7年度分については、各事業者から、令和8年5月末までに公表される予定。

| 大規模特定電気通信役務提供者 | (参考) サービス名 | 削除申出窓口及び削除基準 |
|----------------------|--|--|
| Google LLC | YouTube | <p>【削除申出窓口】 https://support.google.com/youtube/topic/6154211?hl=ja</p> <p>【削除基準】 https://support.google.com/youtube/answer/9288567?hl=ja https://support.google.com/youtube/answer/7671399</p> |
| LINEヤフー株式会社 | Yahoo!知恵袋 Yahoo!ファイナンス LINEオープンチャット LINE VOOM | <p>【削除申出窓口】 https://support.yahoo-net.jp/formly/s/diridp-act</p> <p>【削除基準】 [Yahoo!知恵袋] https://chiebukuro.yahoo.co.jp/topic/guide/rule/ [Yahoo!ファイナンス] https://support.yahoo-net.jp/PccFinance/s/article/H000011273 [LINEオープンチャット] https://openchat-jp.line.me/other/prohibited_activities [LINE VOOM] https://terms.line.me/line_voom_community_guideline?lang=ja&country=JP</p> |
| Meta Platforms, Inc. | Facebook Instagram Threads | <p>【削除申出窓口】 [Facebook] https://help.meta.com/requests/473742855795688/ [Instagram 及び Threads] https://help.meta.com/requests/1905988783530981/</p> <p>【削除基準】 https://transparency.meta.com/ja-jp/policies/community-standards/</p> |
| TikTok Pte. Ltd. | TikTok TikTok Lite | <p>【削除申出窓口】 https://www.tiktok.com/legal/information-distribution-platform-act-jp</p> <p>【削除基準】 https://www.tiktok.com/legal/information-distribution-platform-act-jp</p> |

| 大規模特定電気通信役務提供者 | (参考) サービス名 | 削除申出窓口及び削除基準 |
|--------------------------|---|---|
| X Corp. | X | <p>【削除申出窓口】 https://help.x.com/ja/rules-and-policies/japan-resources https://help.x.com/ja/forms/japan-report</p> <p>【削除基準】 https://help.x.com/ja/rules-and-policies/japan-resources https://help.x.com/ja/rules-and-policies</p> |
| 株式会社ダウンゴ | ニコニコ（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律施行規則（令和4年総務省令第39号）第8条第6項各号に定めるものを除く。） | <p>【削除申出窓口】 https://qa.nicovideo.jp/category/show/468?site_domain=default</p> <p>【削除基準】 https://account.nicovideo.jp/rules/account https://site.nicovideo.jp/base/guideline</p> |
| 株式会社サイバーエージェント | Amebaブログ | <p>【削除申出窓口】 https://www.cyberagent.co.jp/sustainability/info/detail/id=20456</p> <p>【削除基準】 https://helps.ameba.jp/rules/post_104.html</p> |
| 株式会社湘南西武ホーム | 爆サイ.com | <p>【削除申出窓口】 https://bakusai.com/q_a/ https://bakusai.com/legal_gateway/</p> <p>【削除基準】 https://bakusai.com/delete/</p> |
| Pinterest Europe Limited | Pinterest | <p>【削除申出窓口】 https://www.pinterest.com/about/japan/</p> <p>【削除基準】 https://help.pinterest.com/ja/article/information-distribution-platform-act</p> |

違法・有害情報相談センター

- インターネット上に流通した情報による被害に関係する一般利用者などからの相談を受け付け、具体的な削除要請の方法等についてアドバイス等を行う「違法・有害情報相談センター」を2009年度から設置・運営。
- 相談者の心理的・時間的ハードルを下げるなど利便性向上を図り、被害の深刻化を防ぐための取組を加速化するため、2024年度から、チャットボットを活用した運用を開始。



違法・有害情報相談機関連絡会の設置

- 違法・有害情報相談センターでは、インターネット上の人権侵害等に係る他の相談機関との連携強化を実施するため、2021年度から、違法・有害情報相談機関連絡会を継続的に開催し、情報共有を実施。

<参加機関>



(事務局)



インターネット
ホットラインセンター



セーフアー
インターネット協会



東京都



全国消費生活
相談員協会

<オブザーバ>

- ・警察庁
- ・個人情報保護委員会事務局
- ・総務省
- ・法務省
- ・法テラス
- ・国民生活センター

生成AI等による偽・誤情報の流通・拡散に対応するため、対策技術の開発・実証及び社会実装を推進。

令和6年度

令和7年度

1. コンテンツの真偽判別支援技術

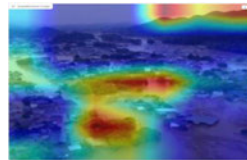
画像・映像を判別対象とした検知技術を開発。様々な判別対象に対応していくため、判別対象を音声・テキストに拡大。



2022年9月静岡水害時に拡散されたAI生成画像



判別技術を適用



生成AIを利用した疑いがある範囲を黄・赤色等でマッピング
出典：NABLAS株式会社提供資料

2. 真正性保証・信頼性判断・改ざん検知支援技術

なりすましによる情報発信等を防止するべく、情報発信者の真正性・信頼性保証技術を開発



3. 情報流通状況の可視化・分析技術

偽・誤情報の流通状況を可視化し、問題が生じる分野等を分析

4. 偽・誤情報の拡散抑止に資する技術

情報の受け手の側の偽・誤情報への対応能力をあらかじめ強化

令和8年度

- マルチモーダルな偽・誤情報(※)に対してアプローチ可能な真偽判別支援技術、真正性保証技術等についても技術開発を進めるとともに、開発技術の社会実装を着実に進める。

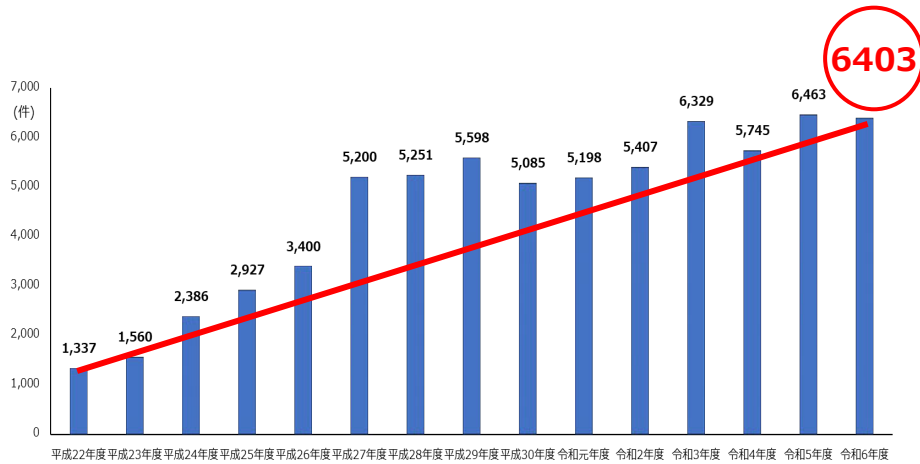
(※) 文書や画像単体では各々正しい(あるいはオリジナルである)が、その組合せによって総体として偽・誤情報となるようなもの。

2. 権利侵害情報等を巡る最近の課題

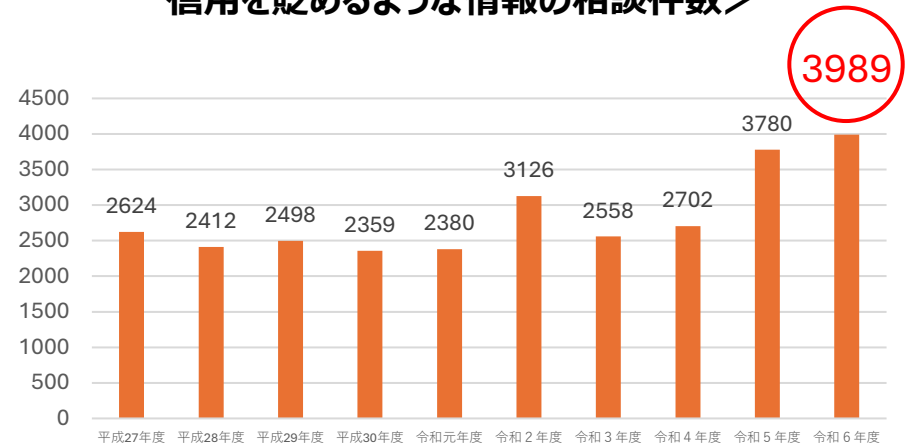
違法・有害情報の相談件数等の増加

- 総務省の運営する違法・有害情報相談センターで受け付けている相談件数は**高止まり傾向**にあり、令和6年度の相談件数は、6,403件。
- また、誹謗中傷などの相談者の名誉や会社の信用を貶めるような情報についての相談件数については近年増加傾向にあり、令和6年度の相談件数は3,989件。

＜相談件数の推移＞



＜誹謗中傷などの相談者の名誉や会社の信用を貶めるような情報の相談件数＞



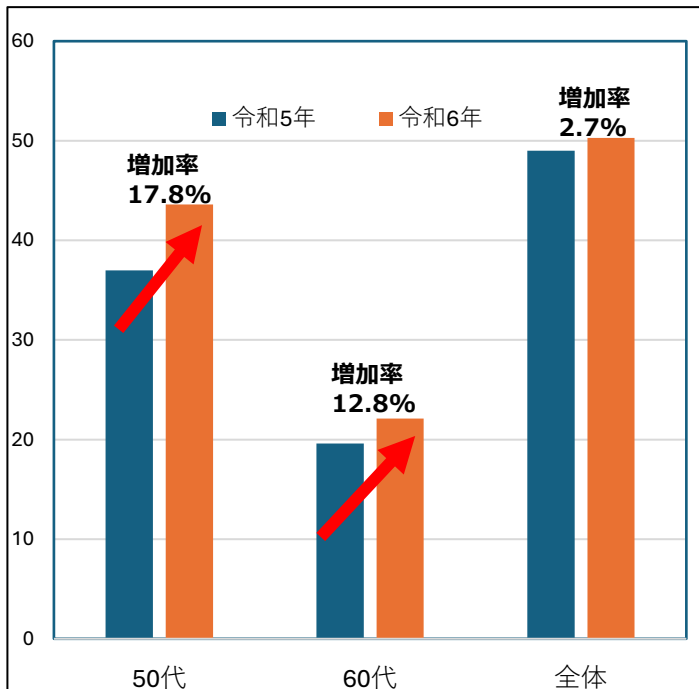
関係団体等からの継続的な要請等

- 地方公共団体及び被害者支援団体等の関係団体から、権利侵害情報やヘイトスピーチの解消に向けての要請を多数受領。
(例)
 - SNS等インターネット上の誹謗中傷等を抑止し、迅速かつ円滑な被害者救済が必要。
 - 極めて悪質な情報については閲覧できなくする等の措置を検討し、被害者救済体制を強化すべき。
 - 被侵害者のみならず、地方公共団体や人権擁護機関等からも円滑な削除要請を可能とする制度が必要。

SNS等の利用の拡大

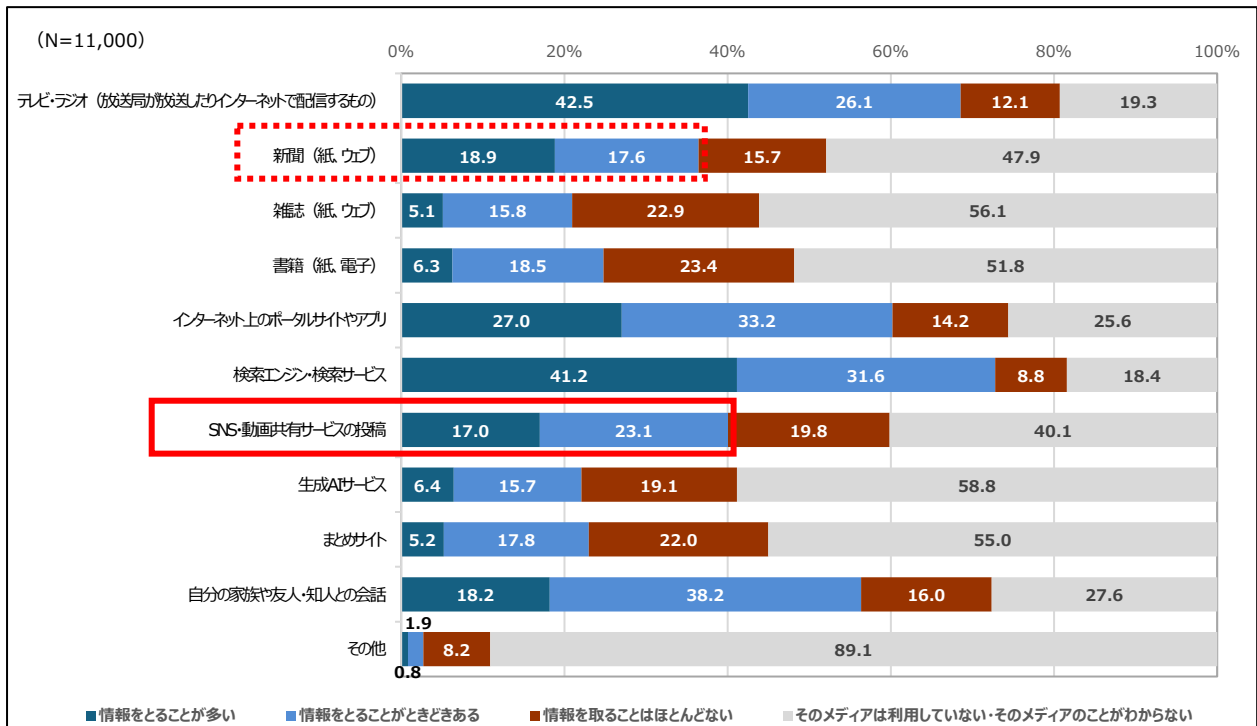
- ✓ 主要な大規模特定電気通信役務の中高年層における利用率が増加。
 - 令和5年から令和6年でXの利用増加率は**50代において17.8%、60代で12.8%**。
- ✓ 娯楽にとどまらず社会生活に必要な情報収集のための利用が拡大。
 - 日常的な情報収集のためSNS・動画共有サービスの投稿から「情報をとることが多い」又は「情報をとることがときどきある」と回答した者の合計が**40.1%**（新聞（紙、ウェブ）は36.5%）。

▼SNS利用率の推移（Xの例）



（総務省「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」より事務局にて作成）

▼日常的な情報収集で利用するメディアに関するアンケート

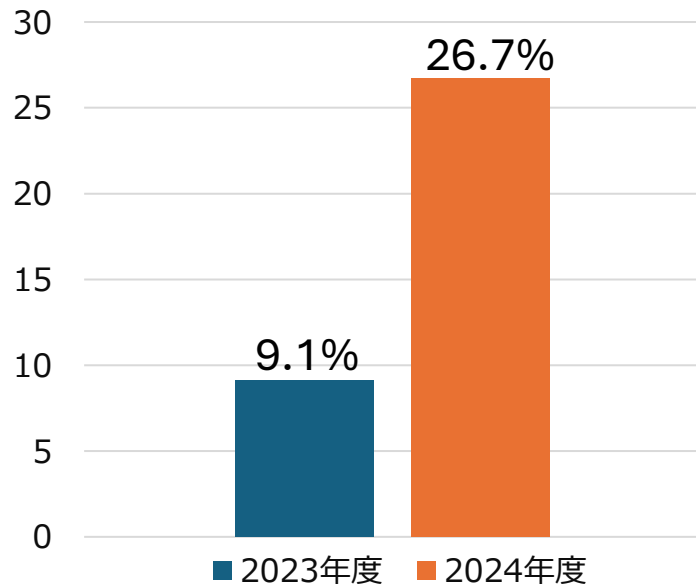


（2026年総務省委託調査）

生成AI技術の登場と進歩・普及の急速な進展

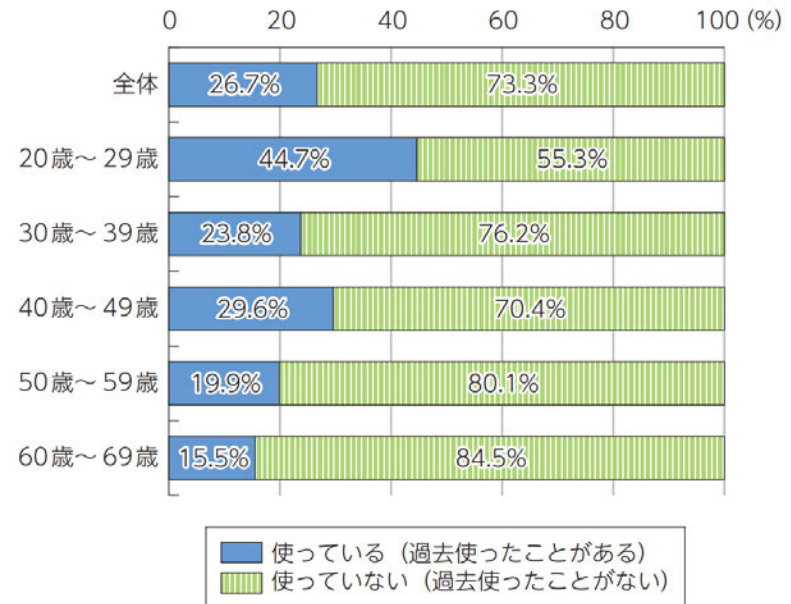
- **生成AI利用率が令和5年度から令和6年度にかけて約3倍（9.1%→26.7%）に増加。**
- 20代では令和6年度において利用率が**44.7%**となっており、特に利用が拡大。
- 実在の人物や著作権の対象となっているコンテンツを同意なく模倣した架空の画像・映像を発信・拡散することも可能。

生成AIサービス利用経験（国内）



総務省（2025）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

生成AIサービス利用経験（年代別、日本）

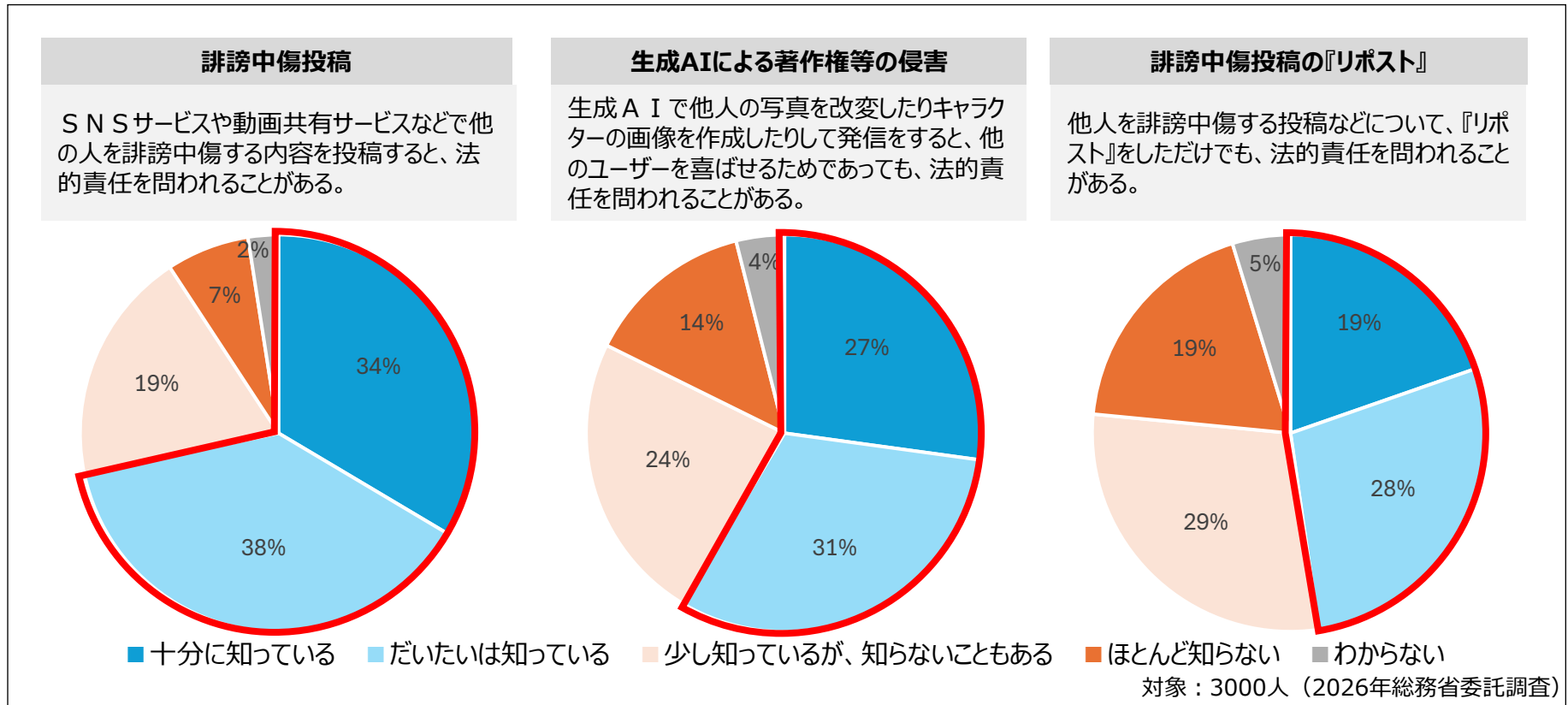


総務省（2025）「国内外における最新の情報通信技術の研究開発及びデジタル活用の動向に関する調査研究」

最近の状況（４）

権利侵害情報等の発信・拡散に関する利用者の理解状況

- ✓ 情報の発信・拡散が身近となり簡便となりつつある一方で、権利侵害に当たり得る情報の発信・拡散について知っている旨の回答をする利用者が半分程度に留まる場合がある。
 - 発信・拡散することが他人への権利侵害となりうるいくつかの種類の情報を例示し、それぞれ発信・拡散をすることで法的責任を問われる可能性があることへの理解度（自己申告）についてアンケート調査を実施。
 - 他人を誹謗中傷する内容の投稿については72%が知っている旨を回答した一方で、**生成AIによる他人の画像加工や著作権侵害については知っている旨の回答が58%、誹謗中傷投稿の『リポスト』については47%に留まった。**

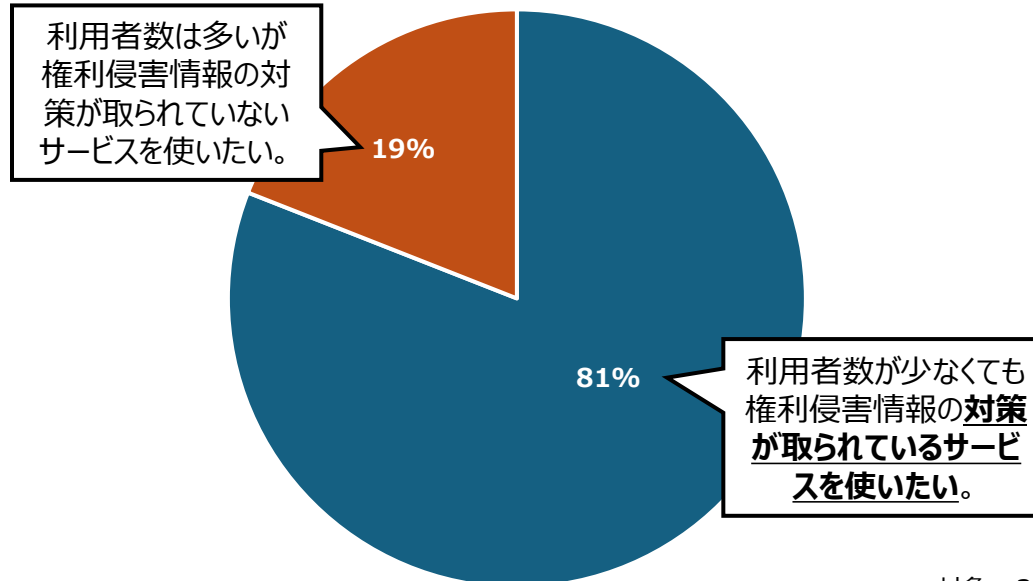


（参考）上記の他、SNSで閲覧した情報を拡散した際の情報の真偽の確認状況について質問したところ、「確認した」が46.3%、「確認しなかった」が45.1%、「分からない・覚えていない」が8.5%（2025年総務省委託調査。対象：914人）

SNS等サービスにおける権利侵害情報対策への利用者のニーズ

- ✓ 権利侵害情報の対策が取られているか否かによるニーズの違いについて把握するため、
 - ①利用者数が少ないが、権利侵害情報への対策がいろいろと取られているサービスと、
 - ②利用者数は多いが、そうした対策があまり取られていないサービス、のどちらを利用したいか質問
- ✓ 「利用者数が少なくても権利侵害情報の対策が取られているサービスを使いたい」を選んだ回答者が約8割。

- SNSサービスや動画共有サービスについて、2つのサービスがあるとします。2つのサービスの内容は同じですが、次のような違いがあります。
- 片方のサービスでは、利用者数が少ないですが、次のような権利侵害情報への対策がいろいろと取られています。他方、もう片方のサービスでは、利用者数は多いですが、そうした対策があまり取られていません。あなたは、どちらのサービスを使いたいと思いますか。



対象：3000人（2026年総務省委託調査）

主要なSNS等における情報流通の大規模化

- ✓ 大規模特定電気通信役務における情報流通が日々増加。その中には権利侵害も含まれると想定。
- ✓ 被害者のため支援団体が権利侵害情報を大規模に探知して対処する場合あり。

- YouTubeでは1日約2,000万本の動画が新たに投稿。
- また、一般利用者2,000名を対象にしたアンケート調査において、インターネット上で誹謗中傷を見たことがあるとの回答が62.3%、そのうち21.5%は毎日又はほぼ毎日誹謗中傷を目にしていると回答。
- 日本オリンピック委員会は、SNSにおける悪質な投稿の探知のため、日伊両拠点でAIと人の目を使い24時間体制を構築したところ、選手らに関するSNSなどの投稿およそ24万件をモニタリングし、悪質な誹謗中傷と判断した**1919件に削除要請を実施**。そのうち、実際に削除された投稿は**371件**だったとしている。
 (令和8年2月22日テレ朝NEWS【ミラノ五輪】日本代表選手らへ誹謗中傷の投稿 JOCが約2000件に削除要請)

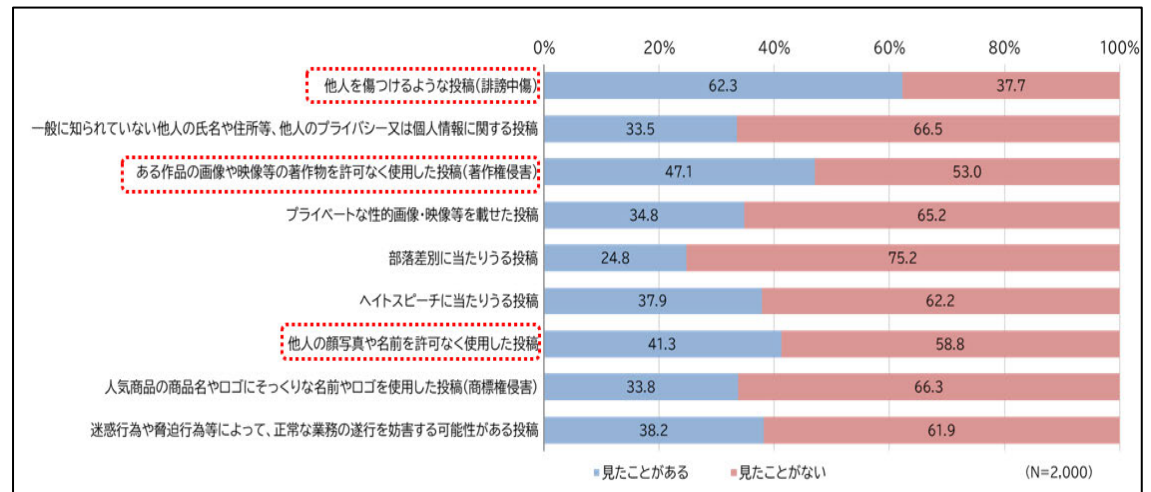
▼YouTube HPより抜粋
 (YouTube for Press 令和8年5月8日確認)

YOUTUBE BY THE NUMBERS

On average, there are over 20 million videos uploaded daily to YouTube.

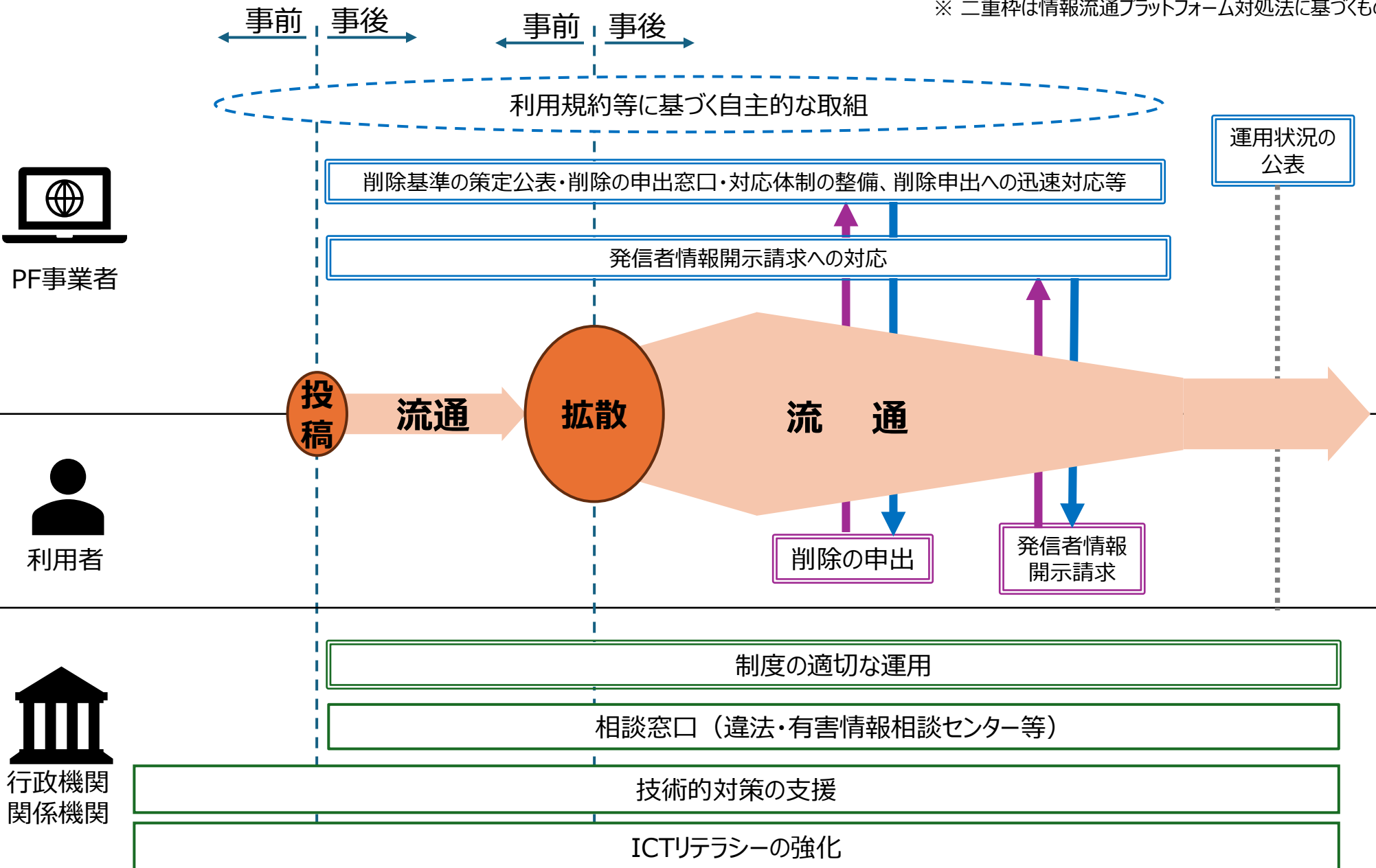
That's a lot of content!

▼違法・有害情報に関する投稿の目撃経験に関するアンケート



権利侵害情報等への対応の現状（イメージ）

※ 二重枠は情報流通プラットフォーム対処法に基づくもの



3. 検討事項

- 1. 権利侵害情報等の流通に関する最近の状況を踏まえ、表現の自由等の基本的人権にも配慮しつつ、権利侵害情報等の発信・拡散の防止の観点から今後取り組むべきことは何か。**
- 2. 権利侵害情報等の発信・拡散への対応について、事後対応だけでなく事前に対策することを検討すべきか。表現の自由に配慮しつつ、対応する方策としてどのようなものがあると考えられるか。**
- 3. 権利侵害情報等の発信・拡散の防止に向けて、行政、事業者、利用者等の各主体は、それぞれどのような役割を担うべきと考えられるか。**

○プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ（抜粋）

第5章 プラットフォーム事業者に関するその他の規律

1 個別の違法・有害情報に関する罰則付の削除義務

違法・有害情報の流通の低減のために、プラットフォーム事業者に対して、大量に流通する全ての情報について、包括的・一般的に監視をさせ、個別の違法・有害情報について削除等の措置を講じなかったことを理由に、罰則等を適用することを前提とする削除義務を設けることも考えられる。しかしながら、このような個別の情報に関する罰則付の削除義務を課すことは、この義務を背景として、罰則を適用されることを回避しようとするプラットフォーム事業者によって、実際には違法・有害情報ではない疑わしい情報が全て削除されるなど、投稿の過度な削除等が行われるおそれがあることや、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなり、利用者の表現の自由に対する制約をもたらすおそれがあること等から、慎重であるべきである。

3 違法情報の流通の監視

(1) 違法情報の流通の網羅的な監視

プラットフォーム事業者に対し、違法情報の流通に関する網羅的な監視を法的に義務付けることは、違法情報の流通の低減を図る上で有効とも考えられる。しかしながら、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなり、また、事業者によっては、実際には違法情報ではない疑わしい情報も全て削除するなど、投稿の過度な削除等が行われ、利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあるため、慎重であるべきである。